

X 自己点検・評価体制

1 自己点検・評価への取組み

本学では、平成5年4月に学長から諮問を受けた基本問題委員会において、本学における将来の発展充実の方策等について検討が開始された。同委員会では、平成5年12月に①シラバス作成のための段取り等について、②学科新設について、③総合情報センターの設置について等の事項に関して、学長に対し答申を行った。

これを受けて、①のシラバスについては、平成6年度から作成及び公表を行い、②の学科新設については、平成8年4月に情報文化学科開設し、情報社会の急激な変化・発展や国際化の進展に対応し、教育研究機能の充実と計画的な人材養成を図るため、既存の経営学科及び情報学科に情報文化学科を加えて3学科構成の経営情報学部とすることにより、東京情報大学の基礎の確立を図った。さらに、③の総合情報センターについては、平成8年8月に建物が竣工した。総合情報センター棟は、最新のマルチメディア機器を備えた大ホールやスタジオ、研究室、演習室、情報ギャラリー等、高度な情報関連施設を統合した複合建築物で、高度情報化時代にふさわしい広範な情報活用能力を身につけた学生の育成と研究活動の展開を図るための拠点として、現在利用に供されている。

また、平成7年8月に東京情報大学自己点検評価委員会規程を制定し、同規程に基づき設置した東京情報大学自己点検評価委員会において、自己点検評価の基本方針及び実施基準（具体的項目、方法等）の策定、自己点検評価報告書の作成に関する事項等について検討を開始し、平成8年度には自己点検評価の一環として、教員の個人調書（履歴及び教育研究業績）及び開学以来からの基本統計資料をまとめた「基本統計資料集」を作成した。さらに、自己点検評価報告書（仮称）「東京情報大学の現状と課題」の発行について、平成11年3月を目途とし、その準備を進めることとした。

2 自己点検評価を行うための実施体制等

自己点検評価については、東京情報大学学則第2条の2第3項及び東京情報大学大学院学則第1条の2第3項の規定に基づき自己点検評価委員会を置くこととしている。

これを受けて、東京情報大学及び東京情報大学大学院におけるそれぞれの自己点検評価は、相互に密接な連携のもとに推進する必要があることから、これらを包含する委員会として東京情報大学自己点検評価委員会（以下、「委員会」という。）を組織している。

委員会の委員構成は、①学長、②学部長、③大学院委員長、④学科長、⑤教育研究情報センター長、⑥電算センター長、⑦各学科から推薦された教授各2名、⑧事務局長、⑨学生部長、⑩学長が指名する者若干名、となっており、必要に応じて、学校法人東京農業大学役職員を委員として委嘱できることとなっている。

また、委員会の審議事項は、次のとおりとなっている。①教育研究理念、目的及び将来構想に関する事項、②自己点検評価の基本方針及び実施基準（具体的項目、方法等）の策定に関する事項③自己点検評価のとりまとめ及び調整に関する事項、④自己点検評価報告

書の作成及び公表に関する事項，⑤その他委員会が必要と認めた事項。

なお，委員会に委員長及び副委員長を置き，委員長には学長，副委員長には学部長があたり，幹事には庶務課長，書記には庶務課員があたることとなっている。

○東京情報大学自己点検評価委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は，東京情報大学学則第2条の2第3項及び東京情報大学大学院学則第1条の2第3項に定める自己点検評価委員会に関し，必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 東京情報大学及び東京情報大学大学院におけるそれぞれの自己点検評価は，相互に密接な連携のもとに推進する必要があることから，これらを包含する委員会として「東京情報大学自己点検評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置のうえとりすすめるものとする。

(組 織)

第3条 委員会は，次の委員をもつて構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 大学院委員長
- (4) 学科長
- (5) 教育研究情報センター長
- (6) 電算センター長
- (7) 各学科から推薦された教授 各2名
- (8) 事務局長
- (9) 学生部長
- (10) 学長が指名する者 若干名

2 前項第7号及び第10号に定める委員は，学長が任命する。

3 必要があるときは，構成員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

4 必要があるときは，委員会に専門委員会を置くことができる。

第4条 委員会の委員には，必要に応じて学校法人役職員を委嘱することができる。

(任 期)

第5条 第3条第1項第7号及び第10号に定める委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第6条 委員会は，自己点検評価に関し，次の事項を審議する。

- (1) 教育研究理念、目的及び将来構想に関する事項
- (2) 自己点検評価の基本方針及び実施基準（具体的項目、方法等）の策定に関する事項
- (3) 自己点検評価のとりまとめ及び調整に関する事項
- (4) 自己点検評価報告書の作成及び公表に関する事項
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

(公 表)

第7条 本学が自己点検評価報告書を作成したときは、これを公表するものとする。

(会 議)

第8条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には学長、副委員長には学部長があたる。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

4 委員長を招集するときは、あらかじめ審議する事項を明示し、会日の3日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

第9条 委員会は、委員総数3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

2 議事は、出席委員の過半数の賛成をもつて決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(事 務)

第10条 委員会に幹事及び書記若干名を置き、事務を処理する。

2 前項の幹事には庶務課長、書記には庶務課員があたる。

(規程の改廃等)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経なければならない。

第12条 自己点検評価の実施等に関し必要な事項は、学則及び本規程に定めるもののほか、委員会の議により、学長が定める。

附 則

この規程は、平成7年8月1日から施行する。